

今月のトピックス 「平成 20 年度農薬危害防止運動について」

1) 農薬危害防止運動とは

農薬を正しく使うことは非常に大切なことです。安全に適正に使用すること、きちんと保管管理することは、農産物の安全確保や安定生産に貢献します。一方すべての人の健康や周辺の生活環境の保全にもつながります。そこで、国や都道府県等は、毎年農薬の使用機会が多くなる時期に農薬危害防止運動を実施しています。

2) 三重県の取組み

最近農薬によるトラブル、事故が増え、その対策が急務となっています。そのため三重県では、農作物等に病気や虫が発生しやすくなって農薬を使用する機会が多くなる 6 月 1 日～8 月 31 日の期間、農薬危害防止運動に取り組みます。

次のことに留意して農薬の適正な使用、保管管理をすることにより農薬使用による事故を防止しましょう。

農薬ラベルをよく読んで使用基準を守り使用しましょう。

農薬が散布場所以外に飛散しないよう、周りの住民および環境には十分配慮しましょう。

住宅地等で使用する場合には、周りの住民に事前に知らせましょう。

事故防止のため、農薬の保管管理を徹底し、使用時にはマスクなど防護類を必ず着用しましょう。

3) 農薬の事故と被害

下表は全国で平成 14～18 年に発生した農薬事故の原因別の発生件数と人数です。事故原因で多かったのは、保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食、マスク、メガネ、服装等装備不十分、強風中や風下での散布等本人の不注意、農薬使用後の作業管理不良等でした。これによると、依然として農薬による事故がおこっていることがわかります。このような事故を防ぐためにも、より一層農薬の適正使用や保管に努めることが必要です。

農薬の使用にともなう事故及び被害の原因別発生状況

原因	合計 件数(人数)
マスク、メガネ、服装等装備不十分	16 (16)
強風中や風下での散布等本人の不注意	20 (20)
長時間散布や不健康状態での散布	3 (3)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	29 (35)
農薬使用後の作業管理不良	14 (90)
散布農薬のドリフトによるもの	6 (6)
体質的アレルギーによるもの	1 (1)
薬液運搬中の容器破損、転倒等	1 (15)
防除器の故障、操作ミスによるもの	2 (2)
その他	11 (12)
原因不明	25 (26)
合計	128 (226)

平成14年～18年の5年間に発生した合計

農林水産省農薬コーナー「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況の平成 18 年度分を掲載しました」より作成